写

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和８年　９月　18日

香取市長　伊藤友則

香取市条例第18号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（香取市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　香取市水道事業の設置等に関する条例（平成18年香取市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第９条中「第243条の２の８第８項」を「第243条の２の９第８項」に改める。

（香取市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　香取市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和元年香取市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第243条の２の８第８項」を「第243条の２の９第８項」に改める。

（香取市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第３条　香取市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和２年香取市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第243条の２の７第１項」を「第243条の２の８第１項」に、「第243条の２の８第３項」を「第243条の２の９第３項」に改める。

第２条中「第173条の４第１項第１号」を「第173条の５第１項第１号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年９月24日から施行する。